

熊取町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

熊取町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 10

【本計画における用語や表記の定義】

職員

教職員	教育職員および事務職員
教育職員	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員</p> <p>【町立学校における教育職員】</p> <p>①管理職（校長、教頭）、②首席・指導教諭、③教諭、④養護教諭、指導養護教諭、⑤栄養教諭、指導栄養教諭</p> <p>※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む</p>

在校等時間

基本とする時間 (在校時間)	・ 在校している時間（出退勤スリット間の時間）
加える時間	・ 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
除く時間	・ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による） ・ 休憩時間

規則、法律等の表記

実施計画	熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
規則	熊取町立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の含むを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

学校と教師の業務の3分類（文科省指針）

<p>学校以外が担うべき業務</p>	<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校共同活動の関係者の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>
<p>教師以外が積極的に参画すべき業務</p>	<p>⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動</p>
<p>教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</p>	<p>⑭休職の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

○学校教育環境が急激に変化する中、これまでの教育を礎に効率的・効果的に持続可能な教育を展開していくには、熊取町立学校の教育職員が心身の健康を損なうことなく、児童生徒と向き合う時間を確保していくことが重要である。

○また、時間外在校等時間の削減だけでなく、年休取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

○教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、給特法第8条に基づき、実施計画を策定するものである。

(2) 本町の現状

○本町では、令和3年3月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、規則を定め、令和4年6月「熊取町立学校における働き方改革の進め方」を当面の取組の方策として取りまとめ、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月の時間外在校等時間年平均	月の時間外在校等時間が45時間を超える人数の割合
小学校	45.9時間	48.9%
中学校	54.8時間	58.9%
町全体	49.3時間	55.2%

	年360時間を上回り 年720時間を下回る割合	年720時間を上回る割合
小学校	46.1%	26.2%
中学校	50.6%	39.8%
町全体	47.8%	31.5%

○月の時間外在校等時間が年平均 45 時間を超え、月の時間外在校等時間が 45 時間を超える人数の割合も小学校 48.9%、中学校で 58.9%、町全体では 55.2%となっている。また、1 年あたり時間外在校等時間が 360 時間を越える割合が小学校 72.3%、中学校 90.4%、町全体でも 79.3%と多くなっている。事務作業や生徒指導対応などの業務の負担感が大きくなっており、事務整理や人材活用などを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

3. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおり

(1)時間外在校等時間に関する目標

項目	成果目標	令和6年度実績
年間時間外在校等時間の縮減	①町立学校における1人あたりの平均年間時間外在校等時間を令和11年度末までに、360時間以内にする	(小) 550.8時間 (中) 657.6時間 【町】 592.0時間
	②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数の割合を前年度よりも減少させる	(小) 72.3% (中) 90.4% 【町】 79.3%
	③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数の割合を早急にゼロにする	(小) 26.2% (中) 39.8% 【町】 31.5%
1箇月あたりの時間外在校等時間の削減	④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数の割合を早急にゼロにする	(小) 48.9% (中) 58.9% 【町】 55.2%

①町立学校における1人あたりの平均年間時間外在校等時間を令和11年度末までに、360時間以内にする

町立学校における1人あたりの平均年間時間外在校等時間は、減少傾向であるものの、給特法指針で示された目標値である年間360時間を依然として大きく上回っている。

実施計画で定めた取組項目を確実に実行することで、長時間勤務の縮減を図る。

②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数の割合を前年度よりも減少させる

年間時間外在校等時間が規則で定める通常時の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数の割合を早急にゼロにする

規則で定めるやむを得ない場合の年間時間外在校等時間の上限である720時間を超える人数については、早急にゼロにする。

④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数の割合を早急にゼロにする

規則で定める通常時の月の時間外在校等時間の上限を超えることがないようにする。

※規則で定める上限時間	
通常時	例外（※）
単月 45 時間	単月 100 時間未満
年間 360 時間	年間 720 時間
	複数月平均 80 時間
	45 時間を超えて時間外に勤務する月は 年間 6 月まで

（※）教職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	成果目標	令和6年度実績
年次有給休暇の取得	①教育職員の年次有給休暇平均取得日数を16日以上とする。	14日7時間
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の削減	②教育職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にする。	15.4%

①教育職員の年次有給休暇平均取得日数を16日以上とする

教育職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、年次有給休暇の取得を促進する。

年次休暇の付与日数は会計年度で定められていることから、対象期間は会計年度とする。また、平均取得日数は、対象期間中の全期間を在籍した対象教育職員の総取得日数を対象教育職員数で除した日数である。

②教育職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%未満にする。

従前より、教育職員が自身のストレスの状況を把握するとともに、その結果を踏まえ、職場におけるストレス要因の把握及び改善を図るため、ストレスチェックを実施している。

心身の健康の保持の増進と、働きやすい職場環境の形成を通して、職場におけるストレス要因の軽減を進める。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間を教育職員の勤務時間に見合ったものとなるよう見直しを行う。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、警察や熊取町安全パトロール隊等による見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・各学校が、事案発生時にスクールロイヤーに相談できる体制を継続的に確保する。

・苦情等への適切な対応を図るため、令和11年度までに、法務相談体制の構築に向けた検討を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校事務体制の強化のため、令和11年度を目処に共同学校事務室を整備する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

・平日の部活動について、活動時間等の適正化を図り、令和8年度以降も、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校が組織として、熊取町福祉部局や子ども家庭センター等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、支援教育介助員、医療・福祉に関する専門的な人材を学校へ適切に配置する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教材準備や採点業務などの校務を効率化する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を継続する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を踏まえ、以下の内容に取り組む。

- ・教職員数 50 人未満の学校を含め、産業医の選任及び衛生委員会の設置等の労働安全衛生管理体制の構築を推進する。
- ・1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・5 0 人未満の学校も含め、ストレスチェックの回答率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。【84.8%】
- ・心身の健康問題に関する相談窓口について周知を行う。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、ホームページ等を通じて、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

